**農用地区域の「個別除外申出」について**

**１　対象**

農業振興地域の農用地区域内の農地は、農業以外の目的（住宅・駐車場等）への農地転用が農振法並びに農地法によって厳しく制限されています。（原則として、非農地または農用地区域以外の土地を利用してください。）

しかし、やむを得ず農用地区域内の農地を他の目的に利用しようとする場合には、事前に農用地区域からの除外申出手続きが必要となります。

ただし、農業以外の目的に資することにより、周辺の農地に支障が生じたり、農業施策の実施の妨げにならないよう、農振法により除外できる場合が限られておりますので、**申出により必ず農振除外が容認される訳ではありません。**

申出から除外決定まで**概ね10か月程度の期間を要します。**（異議申立や審議の状況等によっては、更に日数を要する場合があります）

原則として、下記の要件を**全て満たしていることが必要**ですので、**事前に必ず確認してください。**

**農用地区域内からの『除外要件チェックリスト』**

|  |
| --- |
| **（１）代替性の判断（除外申請地以外の土地についての検討）** |
| ☐　農用地区域外の土地を含む他の土地で利用できる土地がないか。☐　除外する面積は、事業の目的からみて必要最小限の面積であるか。☐　直ちに農用地以外等に利用する緊急性があるか。☐　所有地に農地法等の違反している土地がないか。 |
| **（２）集団化、農作業の効率化等農業上の利用に関する支障の有無** |
| ☐　申出地が集団農地にあり、農作業の効率的な利用に支障がないか。☐　申出地が宅地等から離れた飛び地でないか。☐　隣接農地への出入口が確保できない等の影響がないか。 |
| **（３）農地の利用集積に関する支障の有無** |
| ☐　申出地もしくは周辺に利用権設定されている農地がないか。☐　認定農業者等の効率的かつ安定的な農業経営に支障が生じないか。 |
| **（４）農業用施設の機能に関する支障の有無** |
| ☐　ため池、かんがい排水施設、農道等の機能に支障が生じないか。☐　土砂流入等により、用排水停滞・汚濁水流入等はないか。 |
| **（５）土地改良事業に関する判断** |
| ☐　申出地は土地改良事業の受益地でないか。☐　申出地は土地改良事業完了後８年を経過していること。 |
| **（６）関係法令等による当該許認可の見込や調整に関する判断** |
| ☐　具体的な転用計画があり、農地法に基づく転用許可の見込みがあるか。☐　農地法第３条による取得後３年３作以内の農地ではない。☐　中山間地域等直接支払制度、多面的機能発揮促進事業等の対象地ではない。☐　耕作放棄地再生活用や鳥獣被害対策等の各種補助金の対象地ではない。* 地域計画の達成に支障を及ぼすおそれがない。
 |

**２　受付期間**

【申出受付期間】　**令和７年1月１４日（火）～令和７年2月４日（火）※土日除く**

【申出受付時間】　**8時30分～17時15分**

　【申出方法】　韮崎市農政課農林振興担当へ直接提出してください。

※　**受付期間を過ぎての申出および郵送・FAXでの申出は、受付けできません。**

**３　申出書への添付書類**

（１）対象土地の全部事項証明書（３ヶ月以内のもの）【法務局】

（２）地籍図（公図）（３ヶ月以内のもの）【法務局】

（３）土地所有者・転用予定者の名寄帳の写し【韮崎市税務収納課】

（４）事業計画書（事業系のみ）

（５）位置図（土地の場所を示す図（住宅地図等））

（６）土地利用計画図（平面図・立面図等の計画を示す図）

　　　※給排水計画がわかるように図示してください。

（７）土地選定理由書（事業予定者が申出地を選定した理由）

（８）必要面積検討表（駐車場・資材置場等へ転用予定の場合）

（９）土地改良区等の意見書（土地改良受益地の場合）

（10）編入申出書（農振除外地を所有している場合）

（11）相続人代表者指定届、承諾書（未相続の場合）

（12）その他（上記記載内容を補足する資料を必要に応じて添付）

**４　注意事項**

（１）申出者は、原則として土地の登記簿上の所有者です。土地所有者の住所が登記簿謄本記載の住所と違う場合は、その者が土地所有者であることを証明する書類（戸籍の附票等）が必要です。登記簿上の所有者が死亡している場合には、相続権者が申出できます。その際は申出者が相続人代表者であることを証明する書類を提出してください。

（２）申出のあった農地の除外については、山梨県知事の同意が必要となるため、関係機関との協議等に相応の期間を要します。また、県との事前協議が終了し、農業振興地域の整備に関する法律第１１条第１項による公告までは、個々の案件の適否についての問い合わせには一切お答えできません。

（３）除外となった土地についての有効期間は、原則として除外された翌年度から３年以内となり、期限の延長は認められません。有効期限の過ぎた農地は、期限後における農用地利用計画の見直しの際に、申出書の同意に基づき、農振農用地への編入を行います。

（４）農振除外の申出書を提出されても、必ず除外されるとは限りません。除外要件を満たしているかを精査し、全ての要件が満たされている案件のみが農振除外となります。

（５）農振除外地を所有している場合には、農振農用地への編入手続きをとります。

**５　問合せ・提出先**

〒407-8501 山梨県韮崎市水神1丁目3番1号

韮崎市農政課 農林振興担当 電話 0551-45-9104（担当直通）